

## 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善と大幅増員 を求める意見書

医療や介護現場での人手不足は、いまだに深刻な状態にある。人手不足により一人一人の過重労働が進み、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いている。厚生労働省も、医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいるが、具体的な労働環境の改善には至っていない。

看護師の夜勤実態調査(2017年日本医労連調査、看護職員104,672人分)では、2交替勤務のうち16時間以上の長時間夜勤の割合は43.1%、勤務と勤務の間隔が極端に短い8時間未満の割合が49.0%であった。このような過酷な夜勤実態も背景に、慢性疲労を抱えている看護師は71.7%、健康不安の訴えが67.5%、74.9%の看護師が仕事を辞めたいと思いながら働いている(日本医労連2017年看護職員の労働実態調査、33,402人分)状態であり、問題の根底には慢性的な人手不足がある。また、介護現場では長時間夜勤の割合はさらに高く、小規模施設では1人体制の夜勤が恒常的に行われている。

労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題である。2007年に国会で採択された請願内容(夜間は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上など、看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など)の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を、国の責任で実行されることを強く求める。そして、国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要である。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師、介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について要望する。

### 記

1. 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
  - ① 1日かつ1勤務の労働時間8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
  - ② 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
  - ③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
2. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
3. 患者・利用者の負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年12月17日

秋田県大仙市議会

内閣総理大臣	安倍晋三	様
財務大臣	麻生太郎	様
総務大臣	石田真敏	様
文部科学大臣	柴山昌彦	様
厚生労働大臣	根本匠	様
秋田県知事	佐竹敬久	様